

沖縄県建築士事務所の処分基準

平成 19 年 8 月 29 日制定

平成 23 年 11 月 24 日改正

平成 27 年 12 月 11 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、知事が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者を処分（文書注意を含む。以下同じ。）する場合において、その処分を公正かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の開設者への戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく監督処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

(処分等の基本方針)

第 3 条 建築士事務所の業務の適性を確保するため、建築士事務所が法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

(処分等の基準)

第 4 条 建築士事務所の監督処分の基準は別表第 1 のとおりとする。

- 2 過去に監督処分等（文書による注意にあつては、2 年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第 2 のとおりとする。

(処分等の保留)

第 5 条 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- 2 処分事由に該当する行為が終了して 5 年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当す

る行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺える場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しない。

附 則

この基準は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月11日から施行する。

別表第1

処 分 事 由	処分等の基準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
法第26条第2項の各号に該当するとき。	
1 第1号に該当するとき	文書による注意、戒告又は閉鎖
2 第2号に該当するとき。 (1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき。 ①法第8条第1号に該当するとき。 ②法第8条第2号に該当するとき。 (2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき。	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分 建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分 閉鎖又は登録の取消し
3 第3号に該当するとき。	文書による注意、戒告又は閉鎖
4 第4号に該当するとき。	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
5 第5号に該当するとき。	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖
6 第6号から第8号に該当するとき。	戒告又は閉鎖
7 第9号に該当するとき。 (1) 閉鎖命令に違反したとき。 (2) 法第26条の2第1項の規定による	登録の取消し 戒告又は閉鎖

報告の求め又は検査に応じないとき。	
8 第 10 号に該当するとき。	文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し

備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等）。
- 2 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 3 法第 26 条第 2 項第 10 号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第 2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
1 別表第 1 の基準により文書による注意が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	戒告 閉鎖
2 別表第 1 の基準により戒告が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。	3 月以内の閉鎖 3 月以上 1 年以内の閉鎖
3 別表第 1 の基準により閉鎖が相当であるとき。	相当である閉鎖 3 月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し
4 別表第 1 の基準により登録の取消しが相当であるとき。	登録の取消し